

補 正 額.....79万9千円  
補正後の額… 43億3,778万5千円

●歳出の主な内容

・情報化推進事業 32万4千円

行政機関などとの間で、マイナンバーを含む特定個人情報の情報連携が7月から開始されることに伴い、システムの最終的な運用テストを行うためです。

・国民健康保険特別会計繰出金 47万5千円

前期高齢者に係る保険者間の財政調整制度である前期高齢者納付金の制度改正により、加入者一人当たりの負担調整額が変更になったためです。

条例の  
改正・制定  
じょうれいのかいせい・せいいてい

美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

保育所等における保育の利用を希望しているが待機状態となっている場合に、育児休業の再取得ができるることを明文化するものです。

美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例

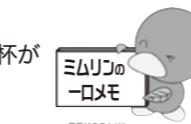
個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い、改正するものです。

6月定例会の審議結果と議員の賛否内訳

○は賛成、×は反対の議員、欠は欠席、－は議長のため採決に加わっていません。

議 案 名		結 果	柳沢 章	塩原 浩	櫻沢 保	大島 輝雄	田端 豊美子	橋場 伸男	内田 三郎	櫻沢 克幸	柳瀬 忠作	清水 貞夫	根本 孝代	原田 敏夫
補 正 年 度		美里町一般会計補正予算	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
		美里町国民健康保険特別会計補正予算	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
条 例 の 一 部 改 正		美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
		美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
		美里町敬老祝金支給に関する条例の一部を改正する条例	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－
条 例 の 制 定		美里町個人番号の利用に関する条例	可 決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－

100歳を迎えた方には、内閣総理大臣からお祝い状と銀杯が贈られます。また、町からお祝い金も支給されます。



医療費の負担軽減を目指して  
多くの町民が  
参加できる事業へ



健康長寿のまちづくり

**廃止 敬老祝金(75歳以上、一律5千円／年)**  
※平成30年度から



健幸ポイント事業  
(最大5000ポイント)



※平成29年度から

敬老祝金  
(節目の年齢で支給)



※平成30年度から

参加見込み者約1000人

参加登録(30歳以上)

↓ 特定健診の受診

↓ 最低1,000ポイント獲得

※毎日のウォーキング(1日10ポイント)  
他にも色々加算ポイントがあります

健康寿命の延伸・医療費の抑制(1人当たり2万4千円／年※)

※県モデル事業実施自治体の実績より

平成29年第2回美里町議会定例会が、6月1日から13日までの13日間の日程で開催されました。町長から6議案が提出され、平成29年度一般会計補正予算や個人番号の利用に関する条例の制定等の審議を行いました。また、議員4名による一般質問が行われました。

